

平成29年度分 個人市・府民税のしくみと計算方法

個人市・府民税のあらまし

個人市・府民税は、道路・橋梁・公園の整備から、教育・福祉にいたる日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスに使われ、広く市民の皆さまにご負担いただく重要な財源となっています。

個人市・府民税の種類・税率と納税義務がある方

個人市・府民税は、均等の税額によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある方は、次のとおりとなっています。

種類	税率(額)		納税義務者(基準日:1月1日現在)	
	市民税	府民税	市内にお住まいの方	市内に事務所・事業所または家屋敷がある方で、その区内にお住まいでない方
均等割※	3,500円	1,800円	○	○
所得割	6%(総合課税)	4%(総合課税)	○	—

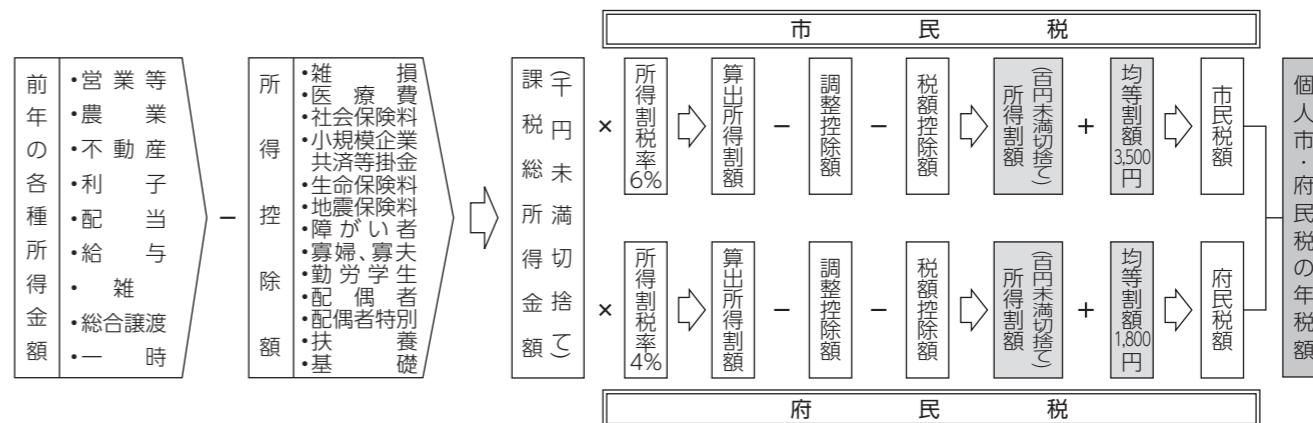
※平成26年度から平成35年度までの期間は、全国的に実施する防災のための施策に要する費用の財源として、個人市民税と個人府民税の均等割の税額がそれぞれ500円ずつ加算されています。また、大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、個人府民税の均等割の税額に300円が加算されます。

【個人市・府民税が課税されない方】

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方(給与収入の場合:年収2,044,000円未満)
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいない場合…35万円(給与収入の場合:年収100万円)
 - ・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

税額の計算方法(総合課税)

税額の計算方法を図に表すと次のようになります。



(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。

調整控除の計算方法

- ① 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
 - ・人的控除額の差額の合計額】いずれか少ない金額×5%(市:3%・府:2%)
 - ・合計課税所得金額
- ② 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円を超える方
 - {人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}×5%
 - ※2,500円未満の場合は、2,500円とします。(市:3%・府:2%)

(注)合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額

【所得税と個人市・府民税の人的控除の差額】

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障がい者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 10万円		特定 18万円
	同居特別 22万円		老人 10万円
寡婦控除	一般 1万円	同居老親等	13万円
	特別 5万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満 5万円 40万円超45万円未満 3万円
寡夫控除	1万円	基礎控除	5万円
勤労学生控除	1万円		
配偶者控除	一般 5万円		
	老人 10万円		

控 用

●この控えは、市民税・府民税の課税(所得)証明書等に代えて使用することはできません。

平成29年度分 市民税・府民税 申告書
(あて先)大阪市長 平成 年 月 日提出

台帳番号 〇〇

現住所 大阪市 区

1月1日現在の住所

フリガナ 氏名・印

生年月日 電話番号(自宅・携帯)

職業(業種)

勤務先または事業所の名称(屋号) 個人番号

〔個人番号〕欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

1 収入金額等	2 所得金額	3 所得から差し引かれる金額	4 所得から差し引かれる金額
事業等 営業等 ア 業 業 イ 不 業 ウ 動 業 エ 産 業 オ 子 業 キ 配 業 ク 当 業 ケ 給 業 コ 与 業 サ 雑 業 総合譲渡一時 業 業 ① 業 業 ② 不 業 ③ 動 業 ④ 産 業 ⑤ 子 業 ⑥ 配 業 ⑦ 当 業 ⑧ 給 業 ⑨ 与 業 ⑩ 雑 業 ⑪ 総合譲渡一時 ⑫ 業 業 ⑬ 業 業 ⑭ 不 業 ⑮ 動 業 ⑯ 産 業 ⑰ 子 業 ⑱ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 動 業 ⑲ 産 業 ⑲ 子 業 ⑲ 配 業 ⑲ 当 業 ⑲ 給 業 ⑲ 与 業 ⑲ 雑 業 ⑲ 総合譲渡一時 ⑲ 業 業 ⑲ 業 業 ⑲ 不 業 ⑲ 			

税額控除の計算方法

■配当控除

総合課税となる配当所得のうち、対象となる株式配当等がある場合は、次の表の割合により税額控除されます。

課税総所得金額等	配当控除の割合	
	市民税	府民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

(注)証券投資信託の収益の分配分は、一部控除割合が異なります。

■寄附金税額控除

都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部への寄附金および大阪府または大阪市の条例で指定した寄附金がある場合、申告により次の額が税額控除されます。

(注1)ふるさと寄附金のみ②の特例控除額が加算のうえ適用されます。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方は、所得税からの控除は発生しないため、下記①②に加えて③の申告特例控除が適用されます。
(注2)申告には領収書、証明書が必要です。

区分	控除額
①基本控除額	(寄附金の合計額(※)−2,000円)× 市民税 6% 府民税 4% ※総所得金額等の30%が上限
②特例控除額 (ふるさと寄附金のみ)	(ふるさと寄附金の合計額−2,000円)× $\left(\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} \\ \text{から人的控除の差} \\ \text{額を控除した額} \\ \text{に応じた割合} \end{array} \right) \times$ 市民税 3/5 府民税 2/5
③申告特例控除額 (ワンストップ特例のみ)	特例控除額× $\left(\begin{array}{l} \text{課税総所得金額から人的控除} \\ \text{の差額を控除した額に応じた割合} \end{array} \right) \times$ 市民税 3/5 府民税 2/5

(注1)課税山林所得、課税退職所得、課税の特例が適用される所得を有する場合は、控除額の計算が異なります。
(注2)上記②の特例控除額は算出所得割額から調整控除額を控除した額の20%が上限です。
※について、詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

■住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)

所得税の住宅ローン控除を受けている方(次の期間の入居者)で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、次の①・②のうちいずれか少ない額が税額控除されます。

- ◆対象となる方(次のいずれかに該当する方)
 - ・平成21年1月1日～平成33年12月31日の間に入居した方
- ◆控除額(次のいずれか少ない額)
 - ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
 - ②所得税の合計課税所得金額×5%(最高97,500円(※))
 - ※平成26年4月以降に入居された方のうち、消費税率8%または10%で購入された方は、所得税の合計課税所得金額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

(注1)所得税で住宅ローン控除を受けている場合は、個人市・府民税の手続きは不要です。
(注2)平成19年～20年の間に入居された方は、所得税において特例があります。

■配当割額・株式等譲渡所得割額控除

前年中に、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の配当所得または譲渡所得について、道府県民税配当割または株式等譲渡所得割が課税・徴収(特別徴収)された方で、これらの所得について申告した場合には、当該課税・徴収(特別徴収)された額を控除します。

(注)控除しきれない額は、均等割額または未納税額に充当し、その残額が還付されます。

区分	市民税割合	府民税割合
配当割額・株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

申告にあたってご注意いただくこと

公的年金等受給者の所得税および復興特別所得税の確定申告手続きの簡素化

公的年金等を受給されている方の確定申告手続きが簡素化されています。

平成23年分の所得税から、前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要となっています。

(注)医療費控除等による所得税等の還付を受ける場合や損失の繰越をする場合は所得税等の確定申告が必要です。

個人市・府民税の申告手続き

個人市・府民税については、公的年金等支払者から支払報告書が提出されますので、原則、申告は不要です。

(注)所得税等の確定申告が不要となる方であっても、公的年金等以外に所得がある場合や源泉徴収票に記載される扶養控除等以外に、個人市・府民税だけで医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などを受ける場合は個人市・府民税の申告が必要です。

寄附金の控除を受けるための手続きについて

■寄附金の控除を受けるには、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

◆所得税等の確定申告書を提出する場合

確定申告書第2表下の「住民税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。

記載がない場合、個人市・府民税において寄附金控除を受けることができませんのでご注意ください。

◆市民税・府民税申告書を提出する場合

申告書裏面右下「14 寄附金に関する事項」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。

(所得税の確定申告書に必要な事項を記載して提出した場合、市民税・府民税申告書の提出は不要です。)

■必要な書類・・・寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証、領収書など

(申告される方が寄附者として記載されたものに限りませう。)

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方は、ご自身で申告を行わなくても、寄附金税額控除が適用されますが、医療費控除の申告など、個人市・府民税の申告をされた場合は、特例制度が適用されませんので、申告される場合は、ふるさと寄附金額の全額を申告してください。

市民税・府民税申告書へのマイナンバーの記入について

平成29年度以後の市民税・府民税申告書に、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりました。

市民税・府民税申告書の「個人番号欄」について、個人番号の下4桁を印字し、残りの部分を**にて表記している方につきましては、あらかじめ住民登録情報などから本市で個人番号をすでに確認済ですので、記入は不要です。空欄である場合は個人番号をご記入ください。

また、個人番号(マイナンバー)を記載した申告書等の提出の際は、従前の「本人確認」に加えて、「番号確認」が必要となりました。それぞれお持ちいただく書類は以下のとおりです。個人番号(マイナンバー)の下4桁をすでに印字済の場合は、番号確認書類については、必要ありません。

本人確認	番号確認
【顔写真付証明書(次の書類のうちいずれか一つ)】 <ul style="list-style-type: none">●個人番号カードの表面●運転免許証●パスポート●住民基本台帳カード(顔写真付)●障がい者手帳●その他顔写真付証明書(学生証や社員証等) など	【次の書類のうちいずれか一つ】 <ul style="list-style-type: none">●個人番号カードの裏面●通知カード●住民票の写し(個人番号記載のもの) など
【証明書(顔写真なし)(次の書類のうちいずれか一つ)】 <ul style="list-style-type: none">●公的医療保険の被保険者証●年金手帳●市から送付した氏名・住所等の印字されている申告書 など	

※マイナンバーを記載した上で申告書を郵送で提出する場合、本人確認書類の写し及び番号確認書類の写しを同封してください。

※代理人の方が申告書を提出される場合は、委任状等が必要です。詳しくは、お住いの区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

平成29年度 個人市・府民税の主な税制改正について

平成29年度から適用される主な改正の内容は次のとおりとなっておりますので、申告の際は、記載内容などを十分ご確認ください。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。 [大阪市 平成29年度 税制改正内容](#) [検索](#)

国外居住親族の扶養控除等に係る添付書類の提出の義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障がい者控除について、申告の際に親族関係書類と送金関係書類の添付・提示が義務付けられています。

親族関係書類	国外居住親族が居住者(納税者)の親族であることを証する書類(例：戸籍の附票、出生証明書等)
送金関係書類	国外居住親族の生活費または教育費にあてるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類 (例：送金依頼書、クレジットカードの利用明細書など)

給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限が段階的に引き下げられます。

区分	改正前		改正後	
	平成26年度から平成28年度まで	平成29年度	平成30年度以後	
控除の上限額が適用される給与収入金額	15,000,000円以上	12,000,000円以上	10,000,000円以上	
給与所得控除	2,450,000円	2,300,000円	2,200,000円	

【平成30年度(翌年度)からの申告適用分】医療費控除の特例の創設について

医療費控除の特例とは、健康維持及び疾病の予防への取り組みを行う個人が前年中に特定一般用医薬品等を購入し、購入費の合計額が12,000円を超えるときは、その超過分を控除額とする(上限有り)ことが可能となる制度です。ただし、現行の医療費控除との同時適用はできません。制度の適用にあたっては、医薬品等を購入した際の領収書に加えて、がん検診や定期健康診断等の結果通知表等が必要です。平成30年度(翌年度)の申告時には、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの領収書や結果通知表等が必要となります。